

## 中国税務速報

2024年12月

### 一. 【商貿発〔2024〕288号】 商務部による『対外貿易の安定的な成長を促進するための政策措置』に関する通知

11月21日、商務部はウェブサイト上で『対外貿易の安定的な成長を促進するための政策措置に関する通知』を公表し、9つの措置を提案した。『通知』には以下が含まれる：

- 輸出信用保険の引受規模およびカバー範囲を拡大する；
- 対外貿易企業への融資支援を強化し、対外貿易分野での信用貸付を強化する；
- クロスボーダー電子商取引の発展を推進し、条件の整った地域ではクロスボーダーECサービスプラットフォームの構築を支援し、企業に海外法務・税務リソースなどの接続サービスを提供する；
- グリーン貿易、辺境地区住民相互貿易、保税修理の革新発展を推進する；
- 対外貿易の海上輸送保障能力を向上させ、対外貿易企業への負担軽減と雇用維持の支援を強化する。雇用安定のための失業保険の還付、起業支援ローンおよび利子補給などの政策を規定に基づいて実施し、「直接補助・迅速処理」対応モデルを採用し、企業の経営コストを削減する。

出典：[https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202411/content\\_6988626.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202411/content_6988626.htm)

### 二. 【国家税務総局公告 2024 年第 10 号】 国家税務総局による『土地増値税の仮徴収税率の下限引き下げ』に関する公告

11月13日、国家税務総局は『土地増値税の仮徴収税率の下限引き下げに関する公告』を公表した。本公告は2024年12月1日から施行される。

- 『中華人民共和國土地増値税暫定条例』およびその実施細則などの関連規定に基づき、土地増値税の仮徴収税率の下限を0.5ポイント引き下げる。
- 調整後、保障性住宅（住宅に困窮する低・中所得世帯向けに政府が提供する限定的な水準の住宅）を除き、東部地域の省における仮徴収税率の下限は1.5%、中部および東北地域の省では1%、西部地域の省では0.5%となる。
- 『国家税務総局による土地増値税徴収管理業務強化に関する通知』（国税発〔2010〕53号）第2条第2項の規定は同時に廃止される。

出典：[https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202411/content\\_6986756.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202411/content_6986756.htm)

### 三. 【商務部、中国証券監督管理委員会、国务院国有資産監督管理委員会、税務総局、市場監督総局、国家外為管理局令 2024 年第 3 号】 外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理弁法

11月1日、商務部、証券監督管理委員会など6部門は共同で『上場会社への外国投資家の戦略的投資管理弁法』を修正、公表した。本弁法は2024年12月2日から施行される。修正後の『弁法』では、以下の5つの面から投資ハードルが引き下げられた：

1. 外国自然人が戦略的投資を実施することを許可する。
2. 非支配株主の外国投資家に対する資産要件を適切に引き下げる。
3. 戦略的投資方式として公開買付けを追加し、外国投資家が公開買付けを通じて戦略的投資を実施することを許可する。
4. 第三者割り当てまたは公開買付けによる戦略的投資において、未上場の海外企業の株式を支払対価として使用することを許可する。
5. 持株比率および株式保有ロックアップ期間の要件を適切に引き下げる。第三者割り当てで戦略投資を実施する際の持株比率の要件を撤廃し、外国投資家の株式保有ロックアップ期間を「3年以上」から「12カ月以上」に変更する。

出典：[https://www.gov.cn/zhengce/2021-06/28/content\\_5723581.htm](https://www.gov.cn/zhengce/2021-06/28/content_5723581.htm)

#### 四. 【人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局、金融監督総局、中国証券監督管理委員会】個人年金制度の全面実施に関する通知

国务院の同意を得て、人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局、金融監督総局、中国証券監督管理委員会は、個人年金制度の全面的な実施に関する通知を公表した。以下の内容が含まれる：

1. 実施時期：2024年12月15日より、中国国内で都市職工基本養老保険または都市農村住民基本養老保険に加入している労働者は、個人年金制度に参加することができる。
2. 参加方法：参加者は、国家社会保険公共サービスプラットフォーム、電子社会保険カード、「掌上12333」アプリなど全国統一のオンラインサービス・ポータル、または規定に合致した商業銀行で個人年金資金口座を開設することができる。参加者は、年に2回まで個人年金資金口座の開設銀行を変更することができる。
3. 税収優遇政策の実施範囲の拡大：個人年金税収優遇政策の実施範囲を、先行実施都市（地域）から全国に同時に拡大する。

出典：<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100013/c5236500/content.html>

#### 五. 【国家税務総局、財政部、水利部】2024年12月1日より水資源税改革試行全面的に実施する

水資源の管理と保護を強化し、水資源の節約、効率的かつ安全な利用を促進するため、財政部、国家税務総局、水利部は10月15日に『水資源税改革試行実施弁法』を公表し、2024年12月1日より水資源費から水資源税への改革試行を全面的に実施する。

1. 納税者と課税根拠：水資源税の納税者は、河川、湖沼（ダム、水導入工事などの水資源配置工事を含む）と地下から直接水資源を採取・利用する団体と個人である。水資源税は使用量に基づいて課税される。
2. 課税対象：地表水と地下水である。
3. 税額基準：水資源税は使用量に基づいて課税され、水資源の状況、取水の種類、経済発展の状況などに応じて異なる税率を適用する。
4. 税制優遇措置：水資源税は規定された限度額内の農業生産の取水など5種類の状況において免除される。規定限度内での農業生産における取水；規定を超える農業生産用の取水や農村集中飲料水プ

プロジェクトの取水については、地方自治体に減免措置権限を付与する。また、国家が定める用水効率の先進基準を達成した関連納税者に対しては、水資源税が減免される。

5. 価格と税の関係：都市公共給水企業は水資源税の納税者であり、水資源税と水道料金は分けて計算する。すなわち都市公共給水企業が納付する水資源税は水道料金とは分けて徴収し、水資源税は最終的な水道料金に別途加算し、増徴税の対象外とすることができる。
6. 所得帰属：水資源費から水資源税への改革試行を全面的に実施した後、水資源税の収入はすべて地方自治体に帰属し、地方の自主財力を適切に増加させる。

出典：[https://www.gov.cn/zhengce/202410/content\\_6980676.htm](https://www.gov.cn/zhengce/202410/content_6980676.htm)